

東秩父村新庁舎付帯工事仕様書

1. 工事名

東秩父村新庁舎付帯工事

2. 工事場所

秩父郡東秩父村大字御堂634番地ほか

3. 工事目的

新庁舎建設に複合されるコミュニティセンター一部分に設ける舞台設備、執務室エリア及び図書エリアに設ける造作家具、屋内外に設けるサインの新設を行う。

4. 工事期間

契約締結日から令和10年8月31日まで

※はつり等の音出し作業については、閉庁日(土日祝)に実施すること。

※具体的な施工手順については、発注者と監理者及び本体施工者と協議の上、決定する。

5. 工事仕様

(1) 共通事項

本工事の仕様書及び図面に記載なき事項は、必要に応じて下記に定める仕様書(最新版)を適用すること。

国土交通省大臣官房営繕部監修

公共工事建築工事標準仕様書(建築工事編)

公共工事建築工事標準仕様書(電気設備編)

公共工事建築工事標準仕様書(機械設備編)

(2) 主な仕様(仕様・規格等は別紙「工事内容内訳書」及び「施工範囲図」参照)

1. 舞台設備工事	一式
2. 造作家具工事	一式
3. サイン工事	一式
4. 安全対策	一式

(3) その他の仕様

①施工計画書等については本体施工者と協議の上、監理者の承諾を得ること。

②常に安全に留意し、作業員及び来庁者等に危険が及ばぬよう、また職員の業務の妨げとならぬように配慮すること。

- ③ 工事には現場養生及び安全確保を行い、工事期間中は本体工事施工業者と合番となります。スケジュール及び施工範囲等の調整をしながらの施工となります。完了後はすみやかに整理、片付けを行うこと。なお、庁舎設備、備品等を汚損又はき損した際は、速やかに発注者に報告し、受注者の費用負担によりこれを原状回復する。
- ④ 工事実施に伴い、当然生じる発生材・資材等運搬処分費及び取付作業費等は修繕金額に含めること。なお、本修繕に伴い使用する電気、水道は子メーター等を設け年度末に使用実績額を支払うこととする。
- ⑤ 本修繕に使用する材料で規格(JIS、JEC、JEM等)のあるものについては、原則として工場検査に合格した新品の優良品を使用する。
- ⑥ 本仕様書に定めていない事項については、必要に応じて発注者と監理者、及び本体施工者と受注者が協議して定めるものとする。なお、必要に応じて定例会議に出席することとする。
- ⑦ 本工事で発生する廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処分すること。なお、発生した産業廃棄物について、マニフェスト伝票の写しを発注者に提出すること。

(4) 提出資料 (任意様式)

・ 着手時

- ① 着工届② 工程表③ 現場代理人通知書④ コリンズ⑤ 内訳書

・ 施工中及び完了時

- ① 完了報告書② 工事写真③ マニフェスト伝票の写し④ 施工計画書
- ⑤ 資材選定報告書⑥ 材料検査請求書⑦ 履行報告書